

青森県報

号外第百十二号

平成三十年
十二月三日
(月曜日)

目次

告示

○漁場計画……………(水産振興課) ……1

告示

青森県告示第八百三三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年十二月三日

青森県知事 三村 申 吾

1 公示番号 西区第101号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 延縄式養殖業	あわび垂下式養殖業、こんぶ	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三既上宇鉄地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びフの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第101号(東津軽郡外ヶ浜町字三既上宇鉄地先海岸西側基部) から真方位80度115メートル(消波堤陸側の西端) の点

イ アから真方位219度30分125メートルの点

ウ エから真方位219度30分125メートルの点

エ 基点西区第101号から真方位112度30分315メートル(消波堤陸側の東端) の点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区

東津軽郡外ヶ浜町字三既本町、字三既中浜、字三既増川、字三既東町、字三既算用頭、字三既釜野沢、字三既上宇鉄、字三既三柱、字三既梨ノ木間、字三既藤嶋、字三既鑓泊、字三既元宇鉄、字三既大條間、字三既宇鉄山、字三既東風泊、字三既宇鉄沢、字三既流沢、字三既藤嶋沢、字三既算用頭右平野、字三既新町及び字三既桃ヶ丘

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土袋等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなげなければならない。

1 公示番号 西区第102号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業、 あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三既増川及び字三既東町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア イから真方位303度30分600メートルの点

イ 基点第46号(東津軽郡外ヶ浜町字三既東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱)から真方位8度30分900メートルの点から真方位303度30分50メートルの点

ウ 基点第46号から真方位8度30分600メートルの点から真方位303度30分50メートルの点

エ ウから真方位303度30分700メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字三既本町、字三既中浜、字三既増川、字三既東町、字三既算用師、字三既釜野沢、字三既上宇鉄、字三既川柱、字三既梨ノ木間、字三既藤嶋、字三既鑓泊、字三既元宇鉄、字三既六條間、字三既宇鉄山、字三既東風泊、字三既宇鉄沢、字三既流沢、字三既藤嶋沢、字三既算用師右平野、字三既新町及び字三既桃ヶ丘

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

1 公示番号 西区第103号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三既増川及び字三既東町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア イから真方位303度30分700メートルの点

イ 基点第46号(東津軽郡外ヶ浜町字三既東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱)から真方位8度30分2、450メートルの点から真方位303度30分50メートルの点

ウ 基点第46号から真方位8度30分950メートルの点から真方位303度30分50メートルの点

エ ウから真方位303度30分700メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字三既本町、字三既中浜、字三既増川、字三既東町、字三既算用師、字三既釜野沢、字三既上宇鉄、字三既川柱、字三既梨ノ木間、字三既藤嶋、字三既鑓泊、字三既元宇鉄、字三既六條間、字三既宇鉄山、字三既東風泊、字三既宇鉄沢、字三既流沢、字三既藤嶋沢、字三既算用師右平野、字三既新町及び字三既桃ヶ丘

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。
② ア、イ、ウ及びエの各点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤

色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びにア及びビの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第104号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 基点第46号(東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との
 境に設置した標柱)から真方位8度30分1, 800メートルの点か
 ら真方位123度30分50メートルの点
 イ アから真方位123度21分1, 650メートルの点
 ウ エから真方位123度30分1, 350メートルの点
 エ 基点第46号から真方位8度30分9.50メートルの点から真方位
 123度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しな
 ければならない。

② ア、イ、ウ及びエの各点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤
 色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びにア及びビの各点に
 夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第105号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてかい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名及び大字今別地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第105号(東津軽郡今別町、今別漁港防波堤基部) から

真方位325度30分1, 300メートルの点

イ アから真方位92度30分1, 200メートルの点

ウ エから真方位92度30分1, 200メートルの点

エ アから真方位180度30分330メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

② ア、イ、ウ及びエの各点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びにア及びイの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第106号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	わかめ・こんぶ延縄式養殖業、 うに垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第106号(東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩

(鉾ヶ崎の東側) から500メートル南側の海岸に設置した標柱) か

ら真方位41度30分1, 000メートルの点

イ オ(東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田地先、平館(石崎)漁港西側の

離岸堤東端) から真方位26度30分1, 250メートルの点

ウ オから真方位26度30分20メートルの点

エ 基点西区第106号から真方位41度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎長屋形

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西区第107号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	わかめ・こんぶ延縄式養殖業、 うに垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館弥蔵釜地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア キ (東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、頃々川右岸に設置した標柱) から真方位26度30分1, 100メートルの点
イ オ (基点西区第107号 (東津軽郡外ヶ浜町字平館弥蔵釜、石崎電話中継所道路端門柱の西側の海浜に設置した標柱) から真方位37度30分1, 100メートルの点) とアとを結ぶ直線上オから280メートルの点
ウ カ (基点西区第107号から真方位37度30分100メートルの点) とエとを結ぶ直線上カから280メートルの点
エ キから真方位26度30分100メートルの点

- 3 免許予定日 平成31年4月1日
- 4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで
- 5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢、字平館石崎長屋形
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。

- 1 公示番号 西区第108号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	わかめ・こんぶ延縄式養殖業、 うに垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第107号 (東津軽郡外ヶ浜町字平館弥蔵釜、石崎電話中継所道路端門柱の西側の海浜に設置した標柱) から真方位37度30分1, 100メートルの点
イ オ (東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎沢、春日神社海側鳥居基部に設置した標柱) から真方位56度30分1, 000メートルの点
ウ オから真方位56度30分100メートルの点
エ 基点西区第107号から真方位37度30分100メートルの点

- 3 免許予定日 平成31年4月1日
- 4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで
- 5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢、字平館石崎長屋形
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。

1 公示番号 西区第109号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢、字平館今津尻高川及び字平館磯山地区

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から、a、b、c、d及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、e、f、g、h及びeの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、i、j、k、l及びiの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにm、n、o、p及びmの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域。

- ア 基点西区第109号 (東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸長屋形、湯ノ沢川左岸から250メートル北側の海浜に設置した標柱) から真方位89度30分3, 060メートルの点
- イ 基点第50号 (東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱) から真方位85度10分4, 360メートルの点
- ウ 基点第50号から真方位85度10分650メートルの点
- エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高川と字平館石浜尻高川との境の尻高川に設置した標柱から真方位87度30分650メートルの点
- オ 基点西区第109号から真方位89度30分700メートルの点
- a 基点西区第109号から真方位113度3, 300メートルの点
- b 基点西区第109号から真方位112度3, 470メートルの点
- c 基点西区第109号から真方位116度3, 560メートルの点
- d 基点西区第109号から真方位117度3, 400メートルの点

- e 基点西区第109号から真方位123度3, 550メートルの点
- f 基点西区第109号から真方位121度3, 710メートルの点
- g 基点西区第109号から真方位125度3, 870メートルの点
- h 基点西区第109号から真方位126度3, 720メートルの点
- i 基点西区第109号から真方位126度3, 320メートルの点
- j 基点西区第109号から真方位125度3, 490メートルの点
- k 基点西区第109号から真方位130度3, 580メートルの点
- l 基点西区第109号から真方位131度3, 390メートルの点
- m 基点西区第109号から真方位131度3, 980メートルの点
- n 基点西区第109号から真方位130度4, 140メートルの点
- o 基点西区第109号から真方位133度4, 270メートルの点
- p 基点西区第109号から真方位135度4, 110メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館後田、字平館門の沢、字平館太郎右エ門沢、字平館鳥井沢、字平館長屋形、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館根岸父ヶ沢、字平館根岸長屋形、字平館野田鳴川、字平館野田山下、字平館野田才の神、字平館野田尻高川、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館今津尻高川、字平館舟岡、字平館磯山、字平館石浜尻高川

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② イとウとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。
- ③ ア及び沖側水路口の北側の各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第110号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越及び字蟹田中師宮本地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第50号(東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱) から真方位85度10分4, 360メートルの点
- イ オ (基点西区第110号(東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師、蟹田川左岸に設置した標柱) から真方位84度4, 150メートルの点) とアとを結ぶ直線上オから300メートルの点
- ウ イから真方位264度3, 120メートルの点
- エ 基点第50号から真方位85度10分650メートルの点

- 3 免許予定日 平成31年4月1日
- 4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで
- 5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田樋橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鰯ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山本野瀬、字蟹田山本前田、字蟹田山本紅葉坂

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
 - ② アとエとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。
 - ③ 沖側水路の南側に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びにイ及びウの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第111号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本及び字蟹田丑ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア 基点西区第110号 (東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師、蟹田川左岸に設置した標柱) から真方位84度4, 150メートルの点

イ 基点第51号 (東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱) から真方位82度30分4, 240メートルの点

ウ 基点第51号から真方位82度30分2, 790メートルの点

エ 基点第51号から真方位78度30分2, 800メートルの点

オ 基点第51号から真方位78度30分1, 090メートルの点

カ 基点西区第110号から真方位84度1, 030メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国縮下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田樋橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鰐ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師縮ノ沢、字蟹田中師苗代沢、

6 その他

字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢縮下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山本野脇、字蟹田山本前田、字蟹田山本紅葉坂

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

② イの点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ア及びカの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにアの点にはレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。また、アとイとを結ぶ直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第112号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

東津軽郡蓬田村地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線

によって囲まれた区域

- ア 基点第51号 (東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱) から真方位78度30分2, 800メートルの点
 - イ 基点第51号から真方位82度30分2, 790メートルの点
 - ウ 基点第51号から真方位82度30分3, 490メートルの点
 - エ ケ (東津軽郡蓬田村大字瀬辺地、瀬辺地川右岸に設置した標柱) から真方位87度3, 480メートルの点
 - オ ケから真方位87度4, 330メートルの点
 - カ 基点第52号 (東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱) から真方位80度30分4, 560メートルの点
 - キ 基点第52号から真方位80度30分1, 270メートルの点
 - ク 基点第51号から真方位78度30分1, 090メートルの点
- 3 免許予定日 平成31年4月1日
 - 4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで
 - 5 地元地区 東津軽郡蓬田村
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
① 養殖施設は、鯛及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。

② カとキとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

③ ウ、エ及びオの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びに沖側水路口の北側の点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。また、ウとエとを結ぶ直線及びオと沖側水路口の北側の点とを結ぶ直線上に、これらの標識を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第113号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第52号(東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱) から真方位80度30分4、560メートルの点

イ 基点第53号(青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱) から真方位82度4、240メートルの点

ウ 基点第53号から真方位82度850メートルの点

エ 基点第52号から真方位80度30分1、270メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しな

ければならない。

② アとエとを結ぶ直線及びイとウとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設け

なければならぬ。

③ アとイとを結ぶ直線上の水路口の南側の点(イとウとを結ぶ直線に接する水路口を

除く。)(縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以

上の高さに設置し、並びにアとイとを結ぶ直線上の水路口の北側の点(アとエとを結

ぶ直線に接する水路口を除く。)(夜間発光する電灯その他の照明装置及びビーダーで

感知可能な標識を設置しなければならない。

また、アとイとを結ぶ直線上の水路口の南側の点(イとウとを結ぶ直線に接する水

路口を除く。)、アとイとを結ぶ直線上の水路口の北側の点(アとエとを結ぶ直線に接

する水路口を除く。)(縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高

さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第114号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋及び大字後潟地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第114号(青森市大字四戸橋字磯部2東側の海浜に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点

イ オ(青森市大字後潟字平野18東側の海浜斜路北端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西区第114号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

② 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第115号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字後潟地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第115号(青森市大字後潟字平野18東側の海浜斜路南端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点

イ オ(青森市大字後潟字大原1東側の海浜船着場基部に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西区第115号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

② 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第116号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字六枚橋及び大字小橋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第116号(青森市大字六枚橋字機打14東側の海浜斜路南端に設置した標柱) から真方位80度30分300メートルの点

イ オ(青森市大字小橋字田川26東側の海浜斜路北端に設置した標柱) から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西区第116号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなけれはならない。

② 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第117号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字小橋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第117号(青森市大字小橋字田川99東側の海浜斜路南端に設置した標柱) から真方位80度30分300メートルの点

イ オ(青森市大字小橋字福田12東側の海浜斜路北端に設置した標柱) から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西区第117号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなけれはならない。

② 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

- 1 公示番号 西区第118号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字小橋及び大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第118号(青森市大字小橋字福田7東側の海浜斜路南端に設置した標柱) から真方位80度30分300メートルの点

イ オ(青森市大字左堰字大科20東側の海浜斜路北端に設置した標柱) から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西区第118号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

② 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

- 1 公示番号 西区第119号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第119号(青森市大字左堰字大科18東側の海浜斜路南端に設置した標柱) から真方位80度30分300メートルの点

イ 基点第53号(青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱) から真方位80度30分300メートルの点

ウ 基点第53号から真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西区第119号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

② 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第120号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から、a、b、c、d及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域

- ア 基点第53号(青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱)から真方位82度4, 240メートルの点
- イ コ (青森市大字前田字中野、中野川右岸に設置した標柱) から真方位91度4, 280メートルの点
- ウ ス (青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱) から真方位55度30分3, 850メートルの点
- エ スから真方位55度30分4, 093メートルの点
- オ カから真方位9度20分731メートルの点
- カ サ (基点第54号(青森市大字油川、新城川左岸に設置した標柱)から真方位46度30分2, 700メートルの点) とウとを結ぶ直線上から180メートルの点
- キ シ (基点第54号から真方位46度30分850メートルの点) とクとを結ぶ直線上から650メートルの点
- ク スから真方位55度30分850メートルの点
- ケ 基点第53号から真方位82度850メートルの点
- ア カとキを結ぶ直線上から678メートルの点
- バ カとキを結ぶ直線上から1, 549メートルの点

ク bから真方位295度30分470メートルの点

ク d aから真方位332度385メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 青森市小柳、大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内、大字大野及び大字新坂

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
 - ② アとケとを結ぶ直線及びウとエとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路並びにウとクとを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。
 - ③ ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線上の水路口の南側の点、a、b、c及びdの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1. 5メートル以上の高さに設置し、並びにア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線上の水路口の北側の点(アとケとを結ぶ直線に接する水路を除く。)、エ、オ及びカの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。
- また、アとイとを結ぶ直線上の水路口の南側の点、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1. 5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第121号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 漁 業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市港町二丁目から大字野内に至る地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア コから真方位17度30分1, 700メートルの点

イ ソ (青森市大字八重田、武平川河口左岸) から真方位33.5度20分2, 910メートルの点

ウ セ (青森市大字原別、野内川左岸に設置した標柱) から真方位31.6度30分3, 100メートルの点

エ サ (ス (青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻崎崎に設置した標柱) から真方位31.4度30分4, 800メートルの点) とウとを結ぶ直線上サから510メートルの点

オ シ (スから真方位31.4度30分1, 700メートルの点) とカとを結ぶ直線上シから400メートルの点

カ セから真方位31.6度30分1, 900メートルの点

キ セから真方位31.6度30分1, 000メートルの点

ク ソから真方位33.5度20分1, 060メートルの点

ケ タ (青森市造道一丁目1番の北側護岸西端) から真方位35.0度30分1, 000メートルの点

コ 基点西区第121号 (青森市、堤ふ頭公園北東端) から真方位33度30分900メートルの点

- 3 免許予定日 平成31年4月1日
- 4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

- 5 地元地区 青森市西滝、港町、栄町、合浦、造道、八重田、原別及び大字野内
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しないべし。

② ア、エ、オ及びコの各点にて夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにア及びエの各点にレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、コ、ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第122号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア キ

(青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻線順に設置した標柱)

から真方位314度30分4, 800メートルの点

イ ク (青森市大字浅虫、裸島西端に設置した標柱) から真方位288

度30分5, 200メートルの点

ウ クから真方位288度30分220メートルの点

エ ケ (青森市大字浅虫、湯ノ島北西端に設置した標柱) から真方位31

0度300メートルの点

オ ケから真方位220度300メートルの点

カ キから真方位314度30分900メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 青森市大字久栗坂及び大字浅虫

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。

② ア、イ、ウ及びカの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにア及びイの各点にレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、アとイとを結ぶ直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第123号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがひ・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡平内町大字土屋、大字浪打、大字茂浦、大字稻生、大字東田沢、大字白砂、大字東滝、大字浅所、大字浜子、大字清水川、大字口広及び大字狩場沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヤ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに次のA、B、C、D、E、F、G、H及びAの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア ユ (東津軽郡平内町大字土屋、鯉懸集落入口から旧国道海側に設置されたガードレール東端部分) から真方位288度30分6、910メートルの点

イ ヲ (東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱) から真方位286度30分4、800メートルの点

ウ ヘ (東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱) から真方位286度4、820メートルの点

エ ヘから真方位15度4、500メートルの点

オ フ (東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻線崎に設置した標柱) から真方位36度4、950メートルの点

カ ハ (東津軽郡平内町大字東滝、安井崎に設置した標柱) から真方位40度30分6、800メートルの点

キ カトヌ(ノ) (東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱) から真方位33度30分7、780メートルの点) とを結ぶ直線上又から150メートルの点

ク ケトネ (ノ) から真方位33度30分850メートルの点) とを結ぶ直線上ネから180メートルの点

ケ ノから真方位331度30分700メートルの点

コ 東津軽郡平内町大字浅所、小湊岸壁第一岸突端から真方位50度30分630メートルの点

カ ハから真方位94度30分650メートルの点

シ ヒ (東津軽郡平内町大字白砂、白砂集落の南側を流れる川の右岸に設置した標柱) から真方位78度30分1、020メートルの点

ス フから真方位36度500メートルの点

セ メ (東津軽郡平内町大字東田沢、椿山神社海側に設置した標柱) から真方位38度30分740メートルの点

ソ ヘから真方位30分400メートルの点

タ ヘから真方位304度30分400メートルの点

チ ホ (東津軽郡平内町大字稻生と大字東田沢との境に設置した標柱) から真方位295度700メートルの点

ツ ヲから真方位286度30分300メートルの点

テ ヲから真方位233度400メートルの点

ト モ (東津軽郡平内町大字茂浦、茂浦島北端に設置した標柱) から真方位58度30分550メートルの点

ナ ミ (東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱) から真方位263度30分300メートルの点

ニ ム (東津軽郡平内町大字土屋3の3に設置した標柱) から真方位288度30分600メートルの点

ヤ ユから真方位288度30分420メートルの点

A ヌとBとを結ぶ直線上又から150メートルの点

B I (基点第57号 (東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱) から真方位37度30分3、800メートルの点) から真方位353度30分5、000メートルの点

- C BとIとを結ぶ直線上Iから200メートルの点
 - D EとJ(基点第57号から真方位37度30分75.0メートルの点)とを結ぶ直線上Jから170メートルの点
 - E K(東津軽郡平内町大字狩場沢、堀差川の左岸に設置した標柱)から真方位82度88.0メートルの点
 - F Kから真方位346度1, 100メートルの点
 - G L(東津軽郡平内町大字口広字水須2の6の用水堰左岸から50メートル西側の海浜に設置した標柱)から真方位33度30分1, 000メートルの点
 - H ネとGとを結ぶ直線上ネから150メートルの点
- 3 免許予定日 平成31年4月1日
- 4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで
- 5 地元地区 東津軽郡平内町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなればならない。
- ② イとツとを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路、オとスとを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路、チとチから真方位294度30分の線とイとウとを結ぶ直線との交点とを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路及びへから真方位337度30分の線(脇野沢港第三東防波堤灯台を見通す線)とウとエとを結ぶ直線との交点とへから真方位337度30分の線とソとタとを結ぶ直線との交点とを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。
- ③ ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上の水路口の北側の点及びウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線上の水路口の東側の各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、アの点、ア、イ、ウの各点

を順次に結んだ線上の水路口の南側の点、ウ及びエの各点、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線上の水路口の西側の点、キ、ク、A、B、C及びHの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにアの点、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上の水路口の南側の点及びウの各点にリーダーで感知可能な標識を設置しなればならない。また、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなればならない。

1 公示番号 西区第124号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町字馬門地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア カ (基点第57号 (東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱) から真方位37度30分3、900メートルの点) から真方位127度30分150メートルの点

イ カから真方位127度30分400メートルの点

ウ ク (上北郡野辺地町字馬門、近沢川左岸に設置した標柱) から真方位16度1、330メートルの点

エ クから真方位16度1、080メートルの点

オ キ (基点第57号から真方位37度30分500メートルの点) と

エとを結ぶ直線上キから150メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 上北郡野辺地町字馬門

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。

② イ、ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びビーダーで感知可能な標識を設置しなければならぬ。

また、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならぬ。

1 公示番号 西区第125号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい・とげくりがに・ あわび垂下式養殖業 わかめ・こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで (とげくりがに以外) 1月1日から6月30日まで (とげく りがに)

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町字野辺地地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第125号 (野辺地漁港北防波堤に接する護岸の西角) か

ら真方位297度30分550メートル (消波堤陸側の西端) の点

イ アから真方位190度170メートルの点

ウ エから真方位190度170メートルの点

エ 基点西区第125号から真方位314度30分290メートル (消

波堤陸側の東端) の点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 上北郡野辺地町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなけれ
ばならない。

1 公示番号 西区第126号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町字有戸地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま

れた区域

ア 基点西区第126号 (上北郡野辺地町字有戸、干草橋川左岸に設置

した標柱) から真方位341度30分7, 940メートルの点

イ 基点第58号 (上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱) か

ら真方位293度30分5, 070メートルの点

ウ 基点第58号から真方位293度30分2, 350メートルの点

エ 上北郡野辺地町字有戸、有戸川左岸に設置した標柱から真方位325

度30分3, 040メートルの点

オ 基点西区第126号から真方位298度33分2, 890メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 上北郡野辺地町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなけ
ればならない。

② ア、イ及びオの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにア及び
オの各点にレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、アとオとを結ぶ直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間

隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第127号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 上北郡横浜町地先

(3) 漁場の区域

結んだ線によって囲まれた区域

ア サ (上北郡横浜町字攻越、大沼地先に設置した標柱) から真方位272度30分5、400メートルの点

イ 基点西区第127号 (上北郡横浜町字百目木、牛ノ沢川左岸に設置した標柱) から真方位272度30分5、400メートルの点

ウ シ (上北郡横浜町字横浜、三保川右岸漁港防波堤基部) から真方位266度5、000メートルの点

エ ソ (基点第59号 (上北郡横浜町とむつ市との境の堀川尻に設置した標柱) から真方位277度30分5、700メートルの点) とウとを結ぶ直線上リから160メートルの点

オ セ (基点第59号から真方位277度30分3、700メートルの点) とカとを結ぶ直線上セから160メートルの点

カ ス (上北郡横浜町字鷲沢、鷲沢川左岸に設置した標柱) から真方位266度3、800メートルの点

キ スから真方位266度2、300メートルの点
ク シから真方位266度1、840メートルの点

ケ 基点西区第127号から真方位272度30分2、250メートルの点
コ サから真方位272度30分2、400メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 上北郡横浜町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

② 甲 (陸奥横浜港西防波堤灯台から真方位305度30分の線とクとキとを結ぶ直線との交点) と甲から真方位266度の線とウとエとを結ぶ直線との交点とを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。

③ 沖側水路口の北側の点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びに沖側水路口の南側の点、ア及びビエの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第128号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内及び大字田名部地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア ケ (基点第59号 (上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱) から真方位277度30分5、700メートルの点) とイとを結ぶ直線上ケから160メートルの点

イ 基点第60号 (むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱) から真方位228度4、700メートルの点

ウ 基点第60号から真方位256度4、030メートルの点

エ 基点第61号 (下北半頭南端) から真方位168度30分4、500メートルの点

オ 基点第61号から真方位168度30分7、000メートルの点

カ 基点第60号から真方位228度3、500メートルの点

キ 基点第60号から真方位228度1、900メートルの点

ク コ (基点第59号から真方位277度30分3、000メートルの点) とキとを結ぶ直線上コから160メートルの点

- 3 免許予定日 平成31年4月1日
- 4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで
- 5 地元地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。
 - ② アの点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、及びアの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならぬ。

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

むつ市大字田名部地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第60号 (むつ市大字奥野と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱) から真方位228度1, 900メートルの点
- イ 基点第60号から真方位228度3, 500メートルの点
- ウ 基点第61号 (下北ふ頭南端) から真方位168度30分7, 000メートルの点
- エ 基点第61号から真方位168度30分4, 500メートルの点
- オ 基点第60号から真方位284度3, 060メートルの点

3 免許予定日

平成31年4月1日

4 申請期間

平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区

むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、若生町及び松山町

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

むつ市大湊上町地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第130号(むつ市大湊上町、一本杉基部に設置した標柱)

イ 基点西区第130号から真方位42度30分905メートルの点

ウ 基点西区第130号から真方位57度30分575メートルの点

エ 基点西区第130号から真方位44度480メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊新町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び仕俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなけれ

ばならない。

1 公示番号 西区第131号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

むつ市芦崎地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア 基点西区第131号(むつ市芦崎、標高1.2メートルの旧三角点か

ら真方位90度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点から250

メートル南側海浜に設置した標柱)から真方位90度30分250メー

トルの点

イ キ(基点西区第131号から300メートル南側の海浜に設置した

標柱)から真方位90度30分500メートルの点

ウ 基点西区第132号(むつ市芦崎、航空自衛隊滑走台突端)から真

方位95度30分1,740メートルの点

エ 基点西区第132号から真方位95度30分700メートルの点

オ キから真方位90度30分130メートルの点

カ 基点西区第131号から真方位90度30分110メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊新町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊及び大字城ヶ沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。
- ② イ及びウの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第132号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市大字城ヶ沢地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域
- ア 基点西区第132号 (むつ市芦崎、航空自衛隊滑走台突端) から真方位132度2, 270メートルの点
 - イ 基点西区第132号から真方位158度4, 070メートルの点
 - ウ 基点第62号 (むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱) から真方位157度30分5, 040メートルの点
 - エ 基点第62号から真方位157度30分2, 200メートルの点
 - オ 基点西区第132号から真方位169度30分1, 380メートルの点
- 3 免許予定日 平成31年4月1日
- 4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで
- 5 地元地区 むつ市大平町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大字城ヶ沢、大字大湊、川守町、宇田町及び旭町
- 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。
 - ② ウとエとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。
 - ③ イ及びウの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第133号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい・あかがい垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第62号(むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した

標柱) から真方位157度30分5、040メートルの点

イ オ(基点西区第133号(むつ市川内町川内地先、川内川左岸に設

置した標柱) から真方位172度30分6、620メートルの点) と

アとを結ぶ直線上オから300メートルの点

ウ カ(基点西区第133号から真方位172度30分3、300メー

トルの点) とエとを結ぶ直線上カから300メートルの点

エ 基点第62号から真方位157度30分2、200メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 むつ市川内町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しな

ければならない。

② アとエとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

③ 沖側水路口の西側の点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上
1. 5メートル以上の高さに設置し、並びにイ及びウの各点には夜間発光する電灯そ
の他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第134号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい・あかがい・みね ふじつぼ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第133号(むつ市川内町川内、川内川左岸に設置した標

柱) から真方位172度30分6、620メートルの点

イ 基点第63号(むつ市川内町糠崎とむつ市脇野沢との境に設置した

標柱) から真方位168度30分5、500メートルの点

ウ 基点第63号から真方位168度30分1、250メートルの点

エ 基点西区第133号から真方位172度30分3、300メー

トルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 むつ市川内町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しな

ければならない。

② イとウとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

③ ア、沖側水路口の東側の点及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設

置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第135号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

むつ市脇野沢赤坂、稲平、口広、小サ沢、鹿間平及び二又地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第63号(むつ市川内町磯崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱)から真方位168度30分2, 250メートルの点

イ 基点第63号から真方位168度30分5, 500メートルの点

ウ イとオ(西区第135号(むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端)から真方位154度30分2, 800メートルの点)とを結ぶ直線上イ

から4, 450メートルの点

エ ウから真方位348度30分2, 250メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 むつ市脇野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

② イの点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

③ ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第136号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

むつ市脇野沢新井田地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第136号(むつ市脇野沢瀬野川目、瀬野川右岸に設置した標柱)から真方位168度30分2, 100メートルの点

イ アから真方位56度30分650メートルの点

ウ エから真方位56度30分650メートルの点

エ 基点西区第136号から真方位168度30分700メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 むつ市脇野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

② イ及びウの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第137号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

むつ市脇野沢蛸田地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第135号(むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端)から真方位200度1,400メートルの点

イ キ(むつ市脇野沢丸艘泊、芋田に設置した標柱)から真方位228度1,350メートルの点

ウ キから真方位275度650メートルの点

エ キから真方位172度30分350メートルの点

オ 基点西区第135号から真方位277度30分1,750メートルの点

- 3 免許予定日 平成31年4月1日
- 4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。
 - ② ア及びイの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第138号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	せい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

むつ市脇野沢寄浪地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第138号(むつ市脇野沢寄浪、寄浪崎に設置した標柱)から真方位172度30分150メートルの点

イ 基点西区第138号から真方位172度30分250メートルの点

ウ イから真方位270度30分100メートルの点

エ アから真方位270度30分100メートルの点

- 3 免許予定日 平成31年4月1日
- 4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- 1. 5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第139号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

むつ市脇野沢蛸田地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第135号(むつ市脇野沢新井田、牛ノ首崎突端) から真方位228度30分1, 700メートルの点

イ オ(むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱) から真方位203度30分1, 200メートルの点

ウ イから真方位196度550メートルの点

エ アから真方位196度550メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 むつ市脇野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第140号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	せい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

むつ市脇野沢蛸田地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第140号(むつ市脇野沢蛸田、蛸田川左岸に設置した標柱) から真方位172度30分300メートルの点

イ 基点西区第140号から真方位172度30分400メートルの点

ウ イから真方位267度30分100メートルの点

エ アから真方位267度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 むつ市脇野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- 1. 5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第141号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	せい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

むつ市脇野沢九艘泊地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第141号 (むつ市脇野沢九艘泊、芋田川左岸に設置した

標柱) から真方位232度30分150メートルの点

イ 基点西区第141号から真方位232度30分350メートルの点

ウ イから真方位322度30分100メートルの点

エ アから真方位322度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 むつ市脇野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各5.0センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上

1. 5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第142号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	せい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

むつ市脇野沢貝崎地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第142号 (むつ市脇野沢貝崎、貝崎川左岸に設置した標

柱) から真方位207度30分150メートルの点

イ 基点西区第142号から真方位207度30分250メートルの点

ウ イから真方位117度30分100メートルの点

エ アから真方位117度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成31年4月1日

4 申請期間 平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

5 地元地区 むつ市脇野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各5.0センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上

1. 5メートル以上の高さに設置しなければならない。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚三付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------